

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和34年11月1日から35年3月31日までA社本社に勤務し、同年4月1日に同社B支店に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された辞令記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から41年2月1日まで
② 昭和41年3月1日から42年12月31日まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務した。厚生年金保険の加入について、年金事務所に照会したところ、すべての申立期間において厚生年金保険に未加入であるとの回答をもらった。

証拠書類は無いが、勤務していたのは間違いないので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の元事業主及び複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間の一部において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の加入について元事業主は、「関係書類は廃棄済みであることから詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当時勤務していた元同僚に照会したところ、複数の者が「申立人は臨時社員だったと思う。」と供述しており、同僚のうち一人は「入社当初は臨時社員として働き、2、3年後に正社員になった。臨時社員の間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

さらに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和41年2月1日資格取得、同年3月1日資格喪失と記録されているほか、両申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は昭和36年4月1日から42年12月31日まで国民年金に加入しており、そのうち36年12月から37年3月までは

国民年金保険料納付済期間、同年4月から41年1月までの期間及び同年3月から42年12月までの期間は保険料免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 2 日から同年 7 月 18 日まで
② 昭和 38 年 3 月 4 日から同年 5 月 31 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 19 日から 39 年 3 月 3 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 6 月 30 日から同年 8 月 5 日まで
⑥ 昭和 39 年 8 月 19 日から同年 12 月 28 日まで
⑦ 昭和 41 年 5 月 21 日から同年 12 月 19 日まで
⑧ 昭和 42 年 7 月 27 日から同年 12 月 17 日まで

私は、申立期間①はA丸に、申立期間②及び⑦はB丸に、申立期間③はC丸に、申立期間④及び⑤はD丸に、申立期間⑥はE丸に、申立期間⑧はF丸に乗船し、給与をもらっていた記憶があるが、船員保険被保険者記録が無い。

申立期間について勤務していたことは間違いないので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び⑧について、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間において、申立てに係る船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿の記録によると、船舶所有者が所有していた船舶の中に申立期間①に係るA丸及び申立期間⑧に係るF丸の記録は見当たらず、申立期間③に係るC丸の船舶所有者は、昭和 38 年 3 月 5 日に船員保険が適用される船舶所有者ではなくなっている。

また、申立期間①の船舶所有者は所在不明であり、申立期間③及び⑧の船舶所有者は既に他界しており、資格得喪の届出及び船員保険料の控除について

て確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間①及び⑧に係る船舶所有者の住所地を管轄する運輸局に照会したが、A丸及びF丸の船舶原簿の記録は確認できない上、船舶所有者が所属していた漁業協同組合にも照会したが、申立期間当時の資料は無いと回答しており、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立期間①及び⑧について、申立人が名前を挙げた元同僚及び船員手帳に記載されている船長は、所在不明又は応答が得られず、申立期間③については、船長は、「船員手帳の届出の届出は行ったが、船員保険料については分からない。」と回答しており船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

- 2 申立期間②及び⑦のB丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間において、同船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿の記録によると、B丸の船舶所有者は、昭和56年に船員保険を適用する船舶所有者ではなくなっている上、既に他界しており、その親族に照会しても「関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立期間②及び⑦に係る船員保険被保険者資格得喪の届出及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、船員保険被保険者名簿によると、被保険者資格を取得した者は二人確認できるが、申立人の氏名は無く、申立人が名前を挙げた船長及び元同僚の加入記録も無い上、当該船舶において申立期間に係る船員保険の被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間⑦について、申立人はB丸には12、13人程度乗船していたと供述しているが、申立期間において、船員保険被保険者資格を取得した者はいない上、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた船長は既に他界しており、当時の状況を確認できる供述を得ることができなかった。

- 3 申立期間⑥のE丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間において、同船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿の記録によると、E丸の船舶所有者は、昭和54年10月30日に船員保険を適用する船舶所有者ではなくなっている上、既に他界していることから、資格得喪の届出及び船員保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間当時、E丸には20人程度乗船していたと供述しているところ、申立期間において、船員保険被保険者は4人しか確認できないことから、当該事業所においては乗船した全員が船員保険被保険者となっていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた船長は既に他界しており、当時の状況を確認できる供述を得ることはできない。

- 4 申立期間④及び⑤のD丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間において、同船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿の記録によると、D丸の船舶所有者は、昭和45年5月1日に船員保険を適用する船舶所有者ではなくなっている上、現在は所在不明であることから、資格得喪の届出及び船員保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間当時、D丸には17、18人程度乗船していたと供述しているところ、申立期間④と⑤に挟まれた昭和39年5月1日から同年6月30日までの期間において、船員保険被保険者は申立人を含めて19人いるものの、申立期間④から⑤までの全期間を通じて船員保険被保険者記録がある者は一人もいないことから、当該事業所においては乗船した全期間において全員が船員保険被保険者となっていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた船長は既に他界しており、当時の状況を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には申立人及び前記の船長の資格取得日は昭和39年5月1日、資格喪失日は同年6月30日であることが確認できるほか、申立期間④及び⑤に係る船員保険の被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

- 5 このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑧までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から8年3月31日まで

私は平成5年10月から9年3月31日までA社のB事業所に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてA社のB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C厚生年金基金を継承している企業年金連合会に照会したところ、申立人の厚生年金基金の資格取得日は平成8年4月1日、資格喪失日は9年4月1日であることが確認できるほか、申立人の雇用保険の資格取得日は8年4月1日、離職日は9年3月31日であり、これらの被保険者記録はオンライン記録と符合している。

また、申立事業所の事業を継承しているD社が保管している人事記録により、申立人は平成8年4月1日から9年3月31日まで常勤の嘱託職員として雇用されていたことが確認できる。

さらに、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった者は、「申立人は平成8年4月1日以前にも申立事業所に勤務していたことはあるが、常勤ではなかったため、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

加えて、申立人は平成7年8月2日から8年3月31日までの期間、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 4 月ごろまで

私は、申立期間において船舶所有者 A（その後、B 社）が保有する C 丸に乗船していたが、船員手帳は紛失してしまった。間違いなく乗船していたので申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において船舶所有者 A が保有する C 丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、当該船舶所有者は既に他界しており、B 社の元事業主に照会したが、申立人の船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人と同時期に乗船したとする同年齢の同僚二人も、当該事業所において申立人と同様に昭和 29 年に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳の記録は申立人のオンライン記録と一致している上、当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無く、船員保険被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 ごろから同年 10 月 14 日まで
私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間のうち昭和 49 年 9 月 26 日から同年 10 月 14 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 49 年 10 月 14 日と記録されており、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、当該事業所の現在の事業主は、「当時は試用期間を通常 3 か月間設けていた。申立人は試用期間終了後に正規採用した。」と供述している。

さらに、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 44 年 2 月 26 日にA社に入社したが、年金記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無かった。申立期間についても間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 44 年 3 月 1 日から 51 年 1 月 31 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所は、「厚生年金保険に加入していた者に関する資料は昭和 50 年ごろ以降のものは残っており、申立人については退社した際のものはあるが、申立てに係る届出や保険料納付については資料が無く分からない。」と回答している。

また、当該事業所は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「入社した方との話し合いにより決めていた。扶養家族があるときはすぐに、独身のときは1か月くらい遅れて加入させることもあった。」と回答しており、当該事業所において申立人と同日の昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、「当時は3か月の見習期間があった。私は 44 年 3 月下旬から勤務した。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 44 年 5 月 1 日と記録されており、申立期間において健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 681

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から37年7月30日まで
年金の受給手続の際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。手続などは一切していないので、申立期間を年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和38年1月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 12 月 9 日まで
② 昭和 32 年 5 月 24 日から 33 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると回答があったが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者のうち、昭和 31 年から 34 年までに資格喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす 37 名の支給記録を調査したところ、31 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 30 名は 9 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた複数の者は事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所が脱退手当金の受給手続をしてくれたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約 9 か月後の昭和 34 年 10 月 20 日に支給決定されていることが、オンライン記録により確認できる上、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると回答があったが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日以降の国民年金の加入状況等を調べたところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは申立期間の事業所を退職した約3か月後である昭和41年10月ごろであることが確認できるものの、申立人の証言によれば、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人は記憶しておらず、申立人の母が行ったのではないかとしており、申立人の関与がうかがえない上、申立期間の事業所を退職後、再就職を考えていなかったと証言していることを踏まえると、申立期間の事業所を退職した当時、厚生年金保険及び国民年金を通算して加入しようとする意識は低かったものと考えられ、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。